

丸忠物産有限会社 人材事業部 (HR)  
【2026/5/14適用】職業紹介・派遣「要領」改正ポイント  
社内チェックリスト (社内共有用)

更新日：2026-05-15

対象：受入企業の人事・総務／紹介会社・派遣会社の実務担当／現場責任者

目的：採用・紹介・派遣の「確認漏れ」「説明不足」「書類不備」を減らす

※本資料は、厚生労働省の一次情報（要領／改正概要PDF等）に基づく一般的な整理です。

※適用日・経過措置・運用細部は、必ず一次情報で個別確認してください。

---

## 0. まず結論（ここだけ押さえる）

---

- 厚労省ページの「適用日」を確認した（2026/5/14表記が最新）
- 自社の立場を整理した（受入企業／紹介事業者／派遣事業者／委託先）
- 外国籍の候補者について、在留資格・在留期間等の確認フロー（誰が・何を・いつ）を決めた
- 記録の残し方（保存場所／アクセス権限／保存期間の考え方）を決めた（個別確認が必要）

---

## 1. 受入企業（採用する側）がやること（紹介・派遣を使う場合）

---

- 紹介会社・派遣会社に「どこまで確認するか」を依頼書・契約書で明確化した（役割分担）
- 候補者の在留資格・在留期間・就労可否の確認方法を社内ルール化した（例：在留カード等）
- 配属先での業務内容が、就労の範囲に収まるか事前に点検した（個別確認が必要）
- 採用/受入れ決定までの間に在留期限が迫る場合の対応（更新申請の確認、雇用開始時期の調整等）を決めた
- 面接・選考で得た個人情報の取扱い（共有範囲・保存期間・廃棄）を決めた（個別確認が必要）

「よくある落とし穴」

- ・ 紹介会社/派遣会社が確認した前提で、自社で一切見ていない
- ・ 在留期限（満了日）と入社日が近いのに、更新申請状況を確認していない
- ・ 業務内容が想定より広がり、就労の範囲から外れるリスクが出る

---

## 2. 紹介事業者（職業紹介事業）側の実務（抜けやすい点）

---

- 外国籍の候補者について、在留カード等で「在留資格・在留期間」等を確認する運用を整備した
- 候補者情報の提示時に、就労条件・留意事項（就労制限の有無等）を企業へ説明できる
- 取扱職種・取扱業務が許可条件やルールに抵触しないか確認した（個別確認が必要）

（改正概要PDFで示されている例）

- 入管法等の遵守のため、外国籍の者の在留資格・在留期間等を在留カード等により確認する旨の規定を確認した
- 複数事業所で職業紹介責任者を兼任させる場合の「留意事項」「許可条件」等の取扱いを確認した（個別確認が必要）
- 新設事業所で責任者を兼任させる場合の「手続・添付書類の考え方」を確認した（個別確認が必要）

---

### 3. 派遣事業者（労働者派遣）側の実務（適用除外・建設業務の整理）

---

- 「適用除外業務等」の最新の解釈を確認した（建設業務の解釈明確化など）
- 派遣先で従事させる業務が、派遣禁止業務に該当しないか事前に点検した（個別確認が必要）
- 派遣契約・就業条件明示・指揮命令系統・安全衛生の責任分担が整合している

---

#### 4. 社内フロー（テンプレ） - 「誰が」「何を」「いつ」確認する？

---

（例：受入企業のフロー）

- ①求人票作成時：配属業務を具体化（就労範囲との整合確認）
- ②面接設定前：候補者の在留期限・就労可否の確認方法を決める
- ③内定/受入決定前：在留カード等の確認（記録の残し方を含む）
- ④入社時/配属前：就労条件の再確認（期限・職務内容・勤務形態）
- ⑤運用中：在留期限管理（更新のトリガーを設定）

（例：紹介事業者のフロー）

- ①登録時：在留資格・在留期間等を在留カード等で確認
- ②求人マッチ時：業務内容と就労範囲の整合を点検（個別確認が必要）
- ③推薦時：企業へ留意点を説明（期限・制限等）
- ④就業後：変更（業務・勤務地等）があれば再点検（個別確認が必要）

---

## 5. 公式一次情報（必ず最新版で確認）

---

- ・職業紹介事業の業務運営要領（2026/5/14から適用） | 厚生労働省  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>
- ・（参考）職業紹介事業の業務運営要領 改正概要（PDF） | 厚生労働省  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001681381.pdf>
- ・労働者派遣事業関係業務取扱要領（2026/5/14以降） | 厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/hakenyouryou\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/hakenyouryou_00003.html)
- ・（参考）労働者派遣事業関係業務取扱要領 改正概要（PDF） | 厚生労働省  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001683184.pdf>